

第Ⅳ章 違反広告物の対策等の推進

Chapter IV

1. 違反広告物対策について

松江市における屋外広告物の現状や課題、方針については前章までに述べたとおりですが、安全で良好な屋外広告物を掲出し、より良い景観形成を図っていくためには違反広告物への対策が不可欠です。

違反広告物には、例えば次のようなものがあります。

- ・許可が必要な広告物であるにもかかわらず許可を受けずに掲出しているもの
- ・禁止物件又は禁止広告物の規定に違反しているもの
- ・禁止地域、許可地域、景観保全型広告整備区域、広告物活用区域、広告物協定地区及び眺望保全区域の基準に違反しているもの
- ・管理義務、管理者設置義務、点検義務、許可表示義務、届出義務に違反しているもの
- ・除却義務に違反しているもの

違反広告物対策としては、まずは屋外広告物を適切に掲出し、良好な状態を維持・管理していくことが基本となります。このことが違反広告物発生の未然防止に繋がります。それでもなお現存する違反広告物については、その設置者に対し罰則等を定め対処していくことが求められます。

（１）屋外広告物の適正な掲出（設置者の義務）について

屋外広告物が適正に掲出されるためには、一定のルールが必要です。そこで、次表のとおり屋外広告物を表示又は掲出する者（設置者）に対して義務を付し、屋外広告物の適正な掲出、維持・管理が行われるようにします。

〔屋外広告物を表示又は掲出する者（設置者）に付する義務〕

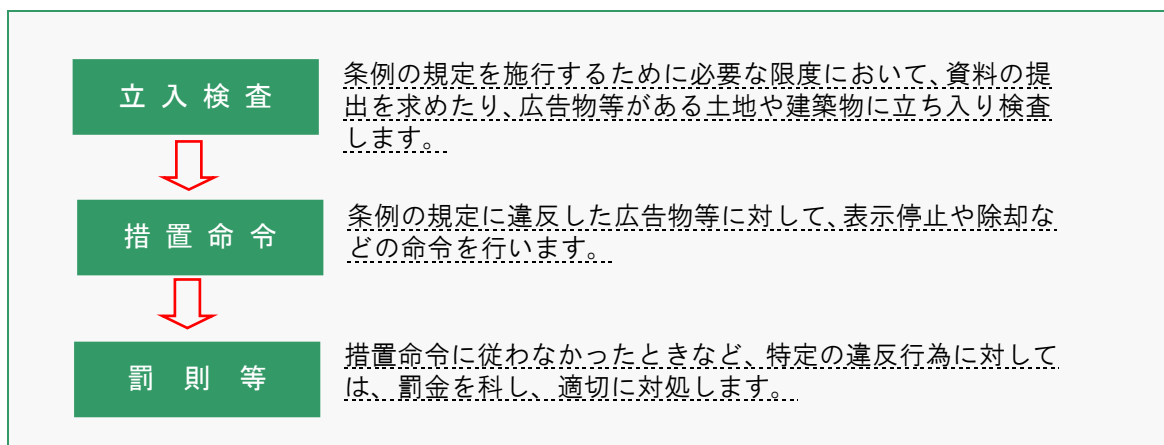
管理義務	○景観・風致の維持 ○機能保持 ○安全確保	屋外広告物は、年月の経過に伴い劣化していくため、補修やその他必要な管理を行わなければなりません。このため、広告物の設置者又は管理者には、広告物を常に良好な状態に保持しなければならないこととする管理義務を付します。広告物の良好な状態とは、表示又は掲出した広告物が当初の状態や機能を損なうことなく保持されている状態をいいます。
		※）第Ⅱ章 物的方針の「１．禁止広告物」では、基本的な考え方において、“適切な維持・管理が行われることを原則とする”としており、許可を要する、要しないの如何にかかわらず、全ての屋外広告物を対象としています。管理義務を怠ることなどによって、禁止広告物に該当する物件となった場合には直ちに撤去しなければなりません。
許可を要する屋外広告物	許可申請義務	許可が必要な屋外広告物は、許可基準に照らして、その適合性を審査するため、屋外広告物を表示又は掲出する者に対しては許可申請の義務（所定様式による申請書の提出等）を付します。許可申請は新規、変更及び更新の際に行うこととします。
	管理者設置義務	許可広告物を安全かつ適正に管理するため、屋外広告物を表示又は設置する者に管理者設置の義務を付します。高所にある屋外広告物等については、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する管理者を設置することとします。
	点検義務	許可広告物を安全かつ適正に維持するため、屋外広告物を表示又は設置する者は、本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検し、点検結果を更新申請に添付し報告する義務を付します。高所にある屋外広告物等については、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による点検を行うこととします。
	許可表示	松江市屋外広告物条例に基づき許可を受けて表示又は掲出する屋外広告物については、許可済みであることが一見して確認できる必要があるため、許可を受けたものは指定する様式に従った許可表示等を行う義務を付します。
	除却義務	屋外広告物の違法放置を防止するため、更新許可申請を行わず、許可期間が満了したもの、若しくは、許可が取り消されたもの、又は、設置の必要がなくなったものについては、それを遅滞なく除却する義務を付します。
	届出義務	許可広告物の存在状況とその管理者を的確に把握し、必要に応じて適切な指導・監督等を行うため、設置者又は管理者に変更（氏名、名称又は住所）が生じた場合や許可広告物を除却又は滅失した場合において、届出を行う義務を付します。

（２）違反に対する措置と罰則について

違反広告物対策として、設置者や管理者に対する管理・運用等に関する義務を付し、第一義的にその発生未然防止に努めますが、それでもなお現存する違反広告物については、設置者や管理者に対して是正措置を命じます。さらに、命令に応じない場合には屋外広告物法に基づく罰則規定等を定めて適切に対処し、良好な景観形成と風致の維持、公衆に対する安全の確保を図ることとします。

違反に対しては次のとおり対応します。

〔違反に対する措置等〕



① 立入検査

松江市屋外広告物条例の施行に必要な限度において、広告物を表示する者、若しくは掲出物件を設置する者又はその管理者に対して、報告や資料の提出を求めたり、広告物等がある土地や建物に立ち入り検査したりします。これを拒んだり、虚偽の報告をしたりした場合には罰則の対象となります。

② 措置命令

松江市屋外広告物条例の規定に違反した広告物又は掲出物件に対しては、措置命令を行い、その是正を図ります。

措置命令の対象やその内容等は以下の表のとおりです。

[措置命令の対象とその内容]

措置命令 の対象者	屋外広告物の設置者、管理者又は広告主を対象として措置命令を行います。	
措置命令 の 内 容	表示又は 設置の停止	違反の対象となるものの表示又は設置行為の停止を命じます。また、違反の対象となるものの表示又は設置にかかる工事等についても停止を命じます。
	除 却	違反の対象となるものの除却を命じます。除却を命じる場合は、対象となる広告物又は掲出物件の規模、形状、設置場所等を考慮の上、5 日以上の期限を定めて命令を履行させるものとします。
	簡易 除却	違反の対象となるもののうち、簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、旗及びのぼり、広告幕）については、松江市自ら又は委任した者等が除却します。
	その他 の措置	その他良好な景観・風致の維持や、公衆に対する危害を防止するために必要な措置（改修、移転、修繕）を命じ、又は許可の取り消しを行います。

③ 罰則等

措置命令に従わなかったときや特定の違反行為に対しては、罰則等の規程を定めて、直接又は間接的に違反広告物への対応を図ります。

[罰則等の内容]

違反広告物への直接的な対応（代執行による除却）

除却命令に従わなかった（違反した）場合、義務を負う者に代わって、松江市自ら又は委託した者等が代執行により、除却の措置を直接講じます。また、代執行により除却した違反広告物は以下の 1)～6) の順に段階を追って適切に処理します。1)～6) の流れ図を次頁に示します。）

- 1) 除 却：除却命令に従わなかった場合、代執行により除却します。ここで、広告主等が不明な場合には、除却することを公告した上で、代執行を行います。また、簡易広告物については簡易除却を行います。
- 2) 保 管：広告主等が不明で除却したものや、はり紙以外の簡易除却したものについては、適切に保管することとします。
- 3) 公 示：保管した広告物等については所有者等に返還するため、適切に公示することとします。
- 4) 売 却：保管した広告物等が一定の期間を経過しても返還することが出来ない場合で、広告物等の価額と比べて、保管に不相当な費用等を要する場合には、売却してその代金を保管することとします。
- 5) 廃 棄：保管した広告物等の価額が著しく低い場合や、売却について買受人がない場合には廃棄することとします。
- 6) 帰属等：公示から 6 ヶ月経過しても保管した広告物等や売却した代金を返還することが出来ない場合にはその所有権は島根県に帰属することとします。また、除却・保管・公示・売却等に要した費用は広告物等の所有者に負担させることとします。

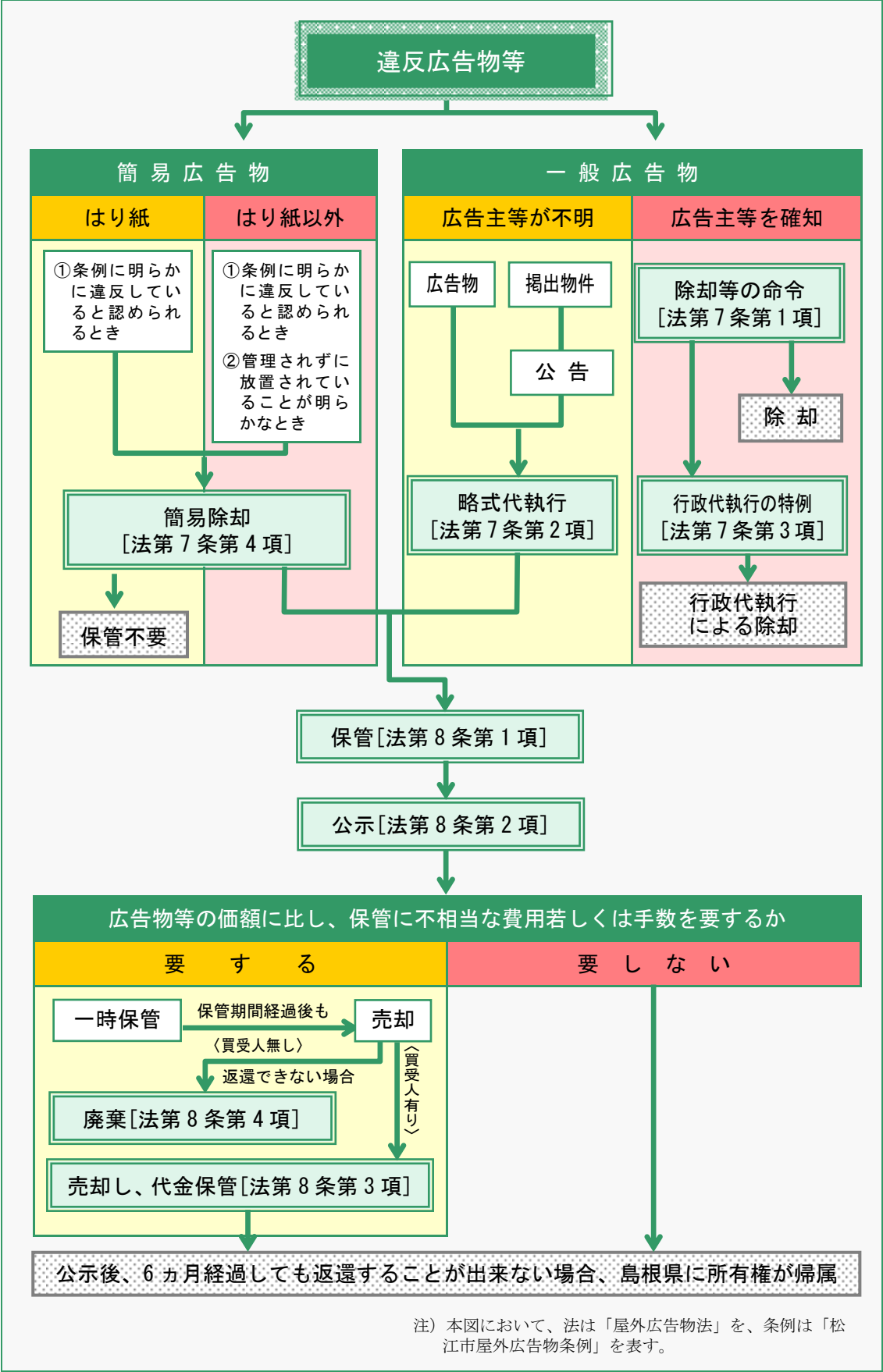
違反広告物への間接的な対応（罰金）

特定の違反行為に対しては、罰金を科すことを条例で定め、設置者に対して義務の履行を促すものとし、以下に該当するものをその対象とします。

- ・措置命令に違反したとき
- ・許可申請義務地域基準や物的規定に違反して広告物等を表示又は掲出したとき
- ・除却義務に違反して広告物等を表示又は掲出したとき
- ・市長からの報告や資料提出の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をし、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

また、法人の業務等に関して違反行為を行った場合には行為者を罰するほか、その法人等についても罰金刑を科すこととします。

[違反広告物等の代執行による除却、保管、公示、売却、廃棄等の流れ]



松江市では屋外広告物法第 34 条の規定に基づく広告物の表示等の違反及び屋外広告物業者に対しての罰則等を適用します。

参考：屋外広告物法抜粋

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。
※）第 3 条は「広告物の表示等の禁止」に係る規定、第 4 条は「広告物の表示等の制限」に係る規定、第 5 条は「広告物の表示の方法等の基準」に係る規定、第 7 条第 1 項は「違反に対する措置」に係る規定である。

（３）屋外広告物の実態把握と協力体制の構築

違反広告物対策としては、松江市屋外広告物条例において、前述の設置者の義務や、違反に対する措置と罰則を定めるとともに、屋外広告物の表示又は掲出の実態を十分に把握することが大切です。

① 屋外広告物の実態把握

屋外広告物の適切な規制・誘導を図るためには、その実態を十分に把握することが必要ですが、許可を要しないものはもちろん、無許可で表示又は掲出されるものもあるため、日々変化する状況を行政のみでくまなく把握することはできません。

そこで、出来る限り屋外広告物の実態を把握するためには、地域に密着した市民や広告主・広告業者の協力が不可欠であると考え、以下に示すとおり市民、広告主・広告業者、行政が連携し、実態把握と違反広告物の根絶に努めることとします。

〔屋外広告物の実態把握のための市民、広告主・広告業者、行政の役割〕

市民・広告主・広告業者の役割	行政の役割
行政への情報提供	実態調査の実施
市民、広告主・広告業者は、日常生活の中で確認される屋外広告物において、良好な景観・風致の維持や公衆に対する危害の防止に支障をきたすものなどがあれば、速やかに松江市に連絡することとします。	松江市は、屋外広告物の実態を把握するとともに、実態に即した規制・誘導方策の検討などが必要となる各種の情報を取得するための調査を計画的また定期的に実施します。

② 協力体制の構築

市民や広告主・広告業者と行政が連携し、違反広告物等の改善に向けた体制を構築します。

協力体制の構築に当たっては、地域に密着したきめ細かな活動を可能とするため、既存の町内会・自治会、その他市民活動団体などと連携を図ります。

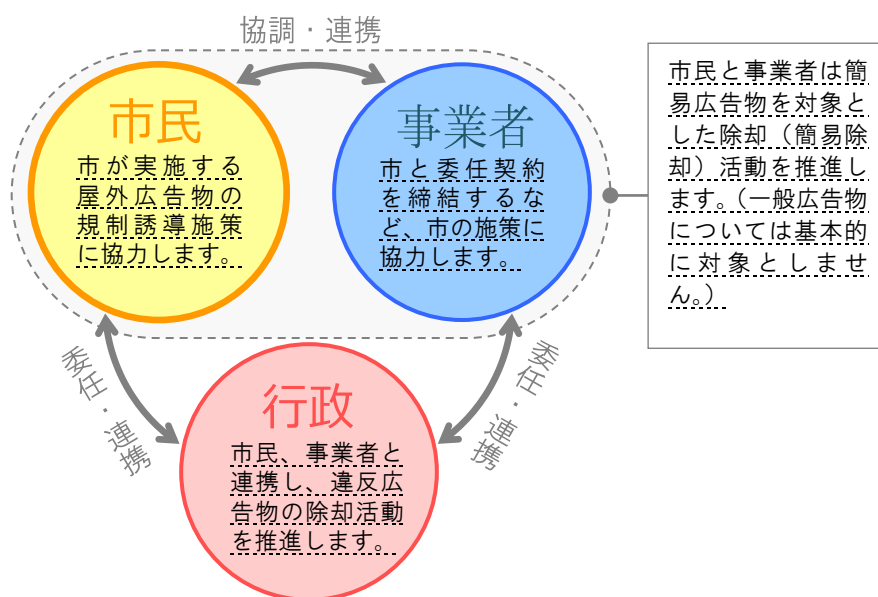
また、行政内部においても屋外広告物の表示又は掲出に関わる建築確認申請や占用許可申請などの他の申請業務との連携を強化します。

③ 屋外広告物情報のデータベース化

屋外広告物の実態把握と適切な指導等を行うため、許可申請の情報をデータベース化し、屋外広告物の分布特性などを把握するとともに、許可期間満了による除却や許可更新の不備などがないかを適時確認し、違反広告物の発生防止に努めます。

（４）違反広告物の除却対策と実施体制の構築

松江市では民間事業者との連携による違反広告物の除却活動を推進していますが、今後は除却活動の更なる充実を図るとともに、民間事業者との連携の輪を広げていきます。また、市民との連携による除却活動を推進するために、市民サポーター制度の創設を検討し、市民や広告主・広告業者、行政が連携した除却活動の実施体制の構築を目指します。



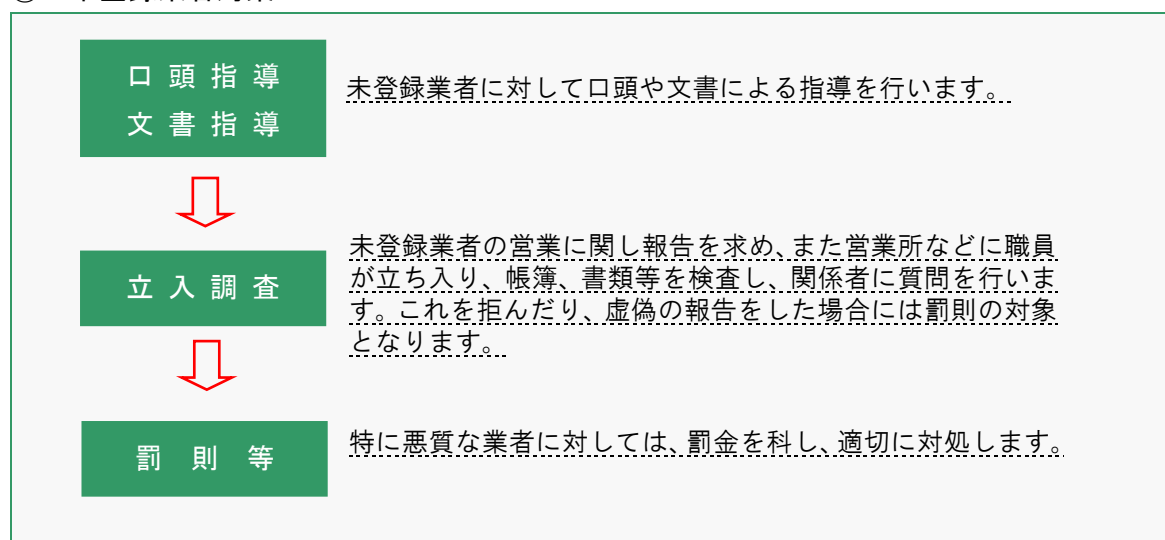
参考：民間事業者との連携の現状

松江市では山陰で初となる簡易除却に関する民間事業者への権限委任の契約を、西日本電信電話株式会社と中国電力株式会社の２社と締結（平成 19 年 10 月 25 日）し、民間事業者が電柱等の施設に表示又は掲出されている違反広告物（はり紙、はり札、立看板、旗及びのぼりなど）を除却できるようにしました。

2. 未登録・不正登録業者対策について

違反広告物対策と併せて未登録や不正登録の屋外広告業者への対策も必要です。第一義的には未登録業者等が屋外広告業を営むことがないように登録制度の周知・徹底に努めますが、未登録業者による営業が確認された場合は、口頭・文書指導や立入調査を実施するなど、適切な指導を図ります。指導に応じない場合は罰則規定を定め適切に対処することとします。不正に登録した業者であれば、登録の取り消し、営業停止の措置を講じ、罰則規定も定めるものとします。

① 未登録業者対策



② 不正登録業者対策

